

黨の中農本位ノ政治運動（即チフアツシヨ）ノ機關ニアダツテ如何程細心ヲ注意ガ労働者農民ノ政治的闘争ノ見地カラ拂ハレテキルカ、建設大綱ト政策トニオケル全體的ナ關聯ノモトニ農村政策ヲヨクミナケレバナラヌ。

一規約一

(一) 執行機關成員ノ過半数ガ黨籍ヲ有スルモノ（三九ノ二）

(二) 支持團體ハ一定ノ黨維持費ヲ負擔スルモノトス（四〇）

一黨ノ見透シ一

(一) コノ黨ノ活動組織力ガ黨自体トシテハ都市及西日本東日本一半ニ於テハ選舉戰及議會活動機關デアリ、關東地方ニ於テハ組合的カンパ乃至組合的活動ヲヤツテキタコトヲドノ程度ニ進展シ得ルカ（略）

(二) コノ黨ノ問題タルベキコトハ傍系勞農組合ニ對スル勢力關係ト、而シテ總評ソノ他既ニ逸出セルモノヲ除キ當面ニ於

テ、海員組合、労働總同盟官業労働、全國労働トガ問題トナル、コレヲノ組合ニ於テ一

(一) 組合ノナカニドノ程度ニ黨ノ活動。組織ガ打チタラレテキルカ（略）

(二) コレヲ組合ハ黨ニ對シテ如何ナル對策ノ下ニ結ビツイテキルカ（略）

(三) コレヲノ組合ガ構成要素トナツテキル日本労働組合會議（現在ハ労働クラブ）ノ黨ニ對スル關係。（略）

(四) コノ黨ノ活動カラ見タ發展性（役割組織力等）ハドヅカ（特ニ農村ニ於テ）

甲、選舉演說會活動及未組織大衆ニ對スル魅力（略）

乙、労働者農民ノ統一セラレタル政治闘争活動（略）

丙、ソノ闘争方向トソノ向上方法（略）

丁、全農ニトツテノ利害（略）